

Q



遺留分侵害額請求権についての改正点について教えてください。

A



遺留分請求を相手に申し立てると全ての財産が相続人たちによる共有財産状態になってしまうため、自宅の土地・建物まで共有財産となりすぐには処分ができなくなってしまいます。その状態を防ぐため改正が行われました。

● 改正概要 ●

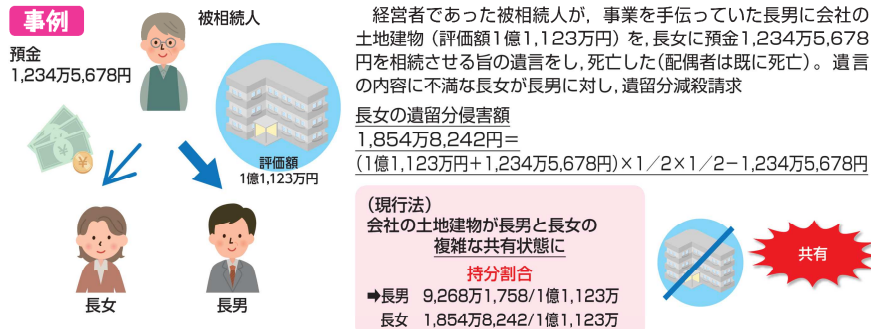
遺留分侵害額請求権に関する改正点

遺留分侵害額請求権について、以下の改正が行われました。（改正に伴い従来遺留分減殺請求権と言われていたものが遺留分侵害額請求権に名称が変わりました）

<現行制度>

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分が支障が出るおそれ

事例



改正点

① 遺留分減殺請求権が**金銭債権化**された
→遺留分を金銭で清算できるようになり、事業承継に必要な**自社株**や**事業用資産**の承継が行いやすくなった

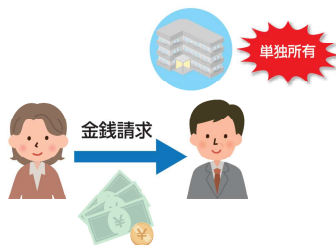
② ①により遺留分を請求された受贈者等の利益を図るため、受贈者は金銭債務の全部または一部の支払いにつき、**相当の期限を許与することが可能に**

<改正後>

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受贈者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)

遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
同じ事例では、長女は長男に対し、
1,854万8,242円 請求できる。



出典：法務省パンフレットより

令和元年7月1日以後開始する相続について適用

POINT



令和元年7月1日以後に開始した相続について、遺留分侵害請求を受けた場合に、遺留分を金銭ではなく物で渡した場合には譲渡所得税が課税されるので注意しましょう。